三　次の道路を削除する。

（一）　車道

石川県白山市（国立公園境界）から同市（噴泉塔入口・特別保護地区界）まで

（二）　歩道

富山県南砺市（ブナオ峠・国立公園境界）から石川県白山市（ゴマ平）まで

富山県南砺市（国立公園境界）から同市（魚留滝）まで

富山県南砺市（桂）から同市（大笠山）まで

石川県白山市（新岩間温泉）から同市（大汝峰）まで

石川県白山市（岩間温泉）から同市（小桜平）まで

石川県白山市（噴泉塔入口）から同市（岩間温泉園地）まで

石川県白山市（国立公園境界）から同市（白山釈迦岳）まで

福井県大野市（鳩ヶ湯）から同市（赤兎山）まで

福井県大野市（刈込池）から同市（銚子ヶ峰）まで

石川県白山市（松ノ新宮参道・国立公園境界）から同市（七倉山・歩道合流点）まで

次の道路を追加する。

（一）　車道

石川県白山市（尾添・国立公園境界）から同市（新岩間温泉）まで

（二）　歩道

石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（三方岩岳園地）から石川県白山市（ゴマ平・歩道合流点）まで

富山県南砺市（桂）から同市（ブナオ峠・国立公園境界）まで

石川県白山市（新岩間温泉）から同市（大汝峰・歩道合流点）まで

石川県白山市（新岩間温泉）から同市（小桜平・歩道合流点）まで

石川県白山市（岩間温泉園地）から同市（岩間噴泉塔群）まで

石川県白山市（青柳山・国立公園境界）から同市（鳴谷山）まで

福井県大野市（鳩ヶ湯）から同市（赤兎山・歩道合流点）まで

石川県白山市（ハライ谷・国立公園境界）から同市（七倉山・歩道合流点）まで

五　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、大山隠岐国立公園に関する公園計画を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　大山寺集団施設地区に（一）の区域を追加し、その属する整備計画区を（二）のとおりとする。

（一）　追加する区域

鳥取県西伯郡大山町大山の一部

（二）　追加する区域の属する整備計画区

北部整備計画区

二　鏡ヶ成集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおりとする。

（一）　周辺部整備計画区

（二）　整備方針（省略）

三　桝水原集団施設地区の（一）の整備計画区の整備方針を（二）のとおりとする。

（一）　桝水原整備計画区

（二）　整備方針（省略）

四　次の単独施設を削除する。

種類	位置
スキー場	鳥取県倉吉市及び岡山県真庭市（蛇ヶ perpendicular）
スキー場	鳥取県西伯郡大山町（上ノ原）
園地	鳥取県西伯郡大山町（大平）
スキー場	鳥取県西伯郡大山町（大平）
宿舎	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
園地	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
野営場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
乗馬施設	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
運動場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）
宿舎	岡山県真庭市（三平山）
公衆浴場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）

五　次の歩道を削除する。

鳥取県西伯郡大山町（香取）から同町（岩伏分レ）まで

鳥取県西伯郡大山町（豪円山）から同県東伯郡琴浦町（船上山）まで

鳥取県西伯郡大山町（大山寺）から同町（槇原）まで

鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻）から同県東伯郡琴浦町（茶園原）まで

鳥取県日野郡江府町（烏ヶ山東）から同県東伯郡琴浦町（山川木地・国立公園境界）まで

岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界）から同市（中蒜山・歩道合流点）まで及び同市（塩釜）から同市（上蒜山・歩道合流点）まで

岡山県真庭市（塩釜・国立公園境界）から同市（中蒜山・歩道合流点）まで

鳥取県日野郡江府町（深山口・国立公園境界）及び岡山県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界）から鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点）まで

六　次の歩道を追加する。

鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点）から同県東伯郡琴浦町（茶園原）及び同町（西坂登山口）まで

鳥取県日野郡江府町（深山口・国立公園境界）、岡山県真庭市（蒜山上徳山）及び同県真庭郡新庄村（野土路・国立公園境界）から鳥取県日野郡江府町及び岡山県真庭郡新庄村（朝鍋鷲ヶ山・歩道合流点）まで

七　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十九条第一項の規定に基づき、大山隠岐国立公園の集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称及び拡張する区域

大山寺集団施設地区　鳥取県西伯郡大山町大山の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、西海国立公園に関する公園計画を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	長崎県五島市（竹ノ子島）
園地	長崎県五島市（小浦）
野営場	長崎県平戸市（石原橋）
野営場	長崎県五島市（井持浦）
園地	長崎県五島市（力尾崎）
園地	長崎県南松浦郡新上五島町（風ノ浦）
園地	長崎県平戸市（御崎）
園地	長崎県南松浦郡新上五島町（日島）

二　次の単独施設を追加する。

種類	位置
野営場	長崎県平戸市（御崎）
園地	長崎県南松浦郡新上五島町（丹那山）
園地	長崎県五島市（五輪）
園地	長崎県五島市（玉之浦御岳）

三　次の道路を削除する。

（一）　車道

長崎県五島市（水ノ浦・国立公園境界）から同市（奈切・国立公園境界）まで、同市（川原・国立公園境界）から同市（川原・国立公園境界）まで、同市（打折・国立公園境界）から同市（浜ノ畔・国立公園境界）まで、同市（貝津・国立公園境界）から同市（丹奈・国立公園境界）まで、同市（丹奈・国立公園境界）から同市（中須・国立公園境界）まで、同市（中須・国立公園境界）から同市（大宝・国立公園境界）まで、同市（太田・国立公園境界）まで及び同市（太田・国立公園境界）から同市（琴石・国立公園境界）まで

（二）　歩道

長崎県平戸市（坊方）から同市（獅子・国立公園境界）及び同市（安満岳）まで

長崎県平戸市（大バエ）から同市（方倉・車道合流点）まで並びに同市（太田・車道分岐点）及び同市（里免）から同市（西ノ御崎・車道合流点）まで

長崎県北松浦郡小値賀町（一ツ瀬）から同町（野崎・国立公園境界）まで及び同町（野崎・国立公園境界）から同町（ハズノ鼻西）まで

長崎県五島市（峠）から同市（白泊）まで及び同市（大地房）から同市（父ヶ岳）まで